



## 厚生労働省 和歌山労働局

(照会先)

職業安定部 職業対策課

課長 木村 孝  
長 補佐 海瀬 安彦  
高齢者対策担当官 石本 靖明  
(電話直通) 073-488-1161

## 平成23年「高年齢者の雇用状況」集計結果

高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況など、平成23年「高年齢者の雇用状況」(6月1日現在)の集計結果をまとめましたので、公表します。

年金の支給開始年齢引き上げを受け(平成25年4月から65歳)、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では65歳までの安定した雇用の確保を図るため、企業に「定年の廃止」や「定年引き上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況を提出することを求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況報告を提出した「31人以上規模」の企業約971社の状況をまとめたものです。なお、この取りまとめでは、常時雇用する労働者が31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 1 高年齢者雇用確保措置等の実施状況

- 高年齢者雇用確保措置<sup>(注1)</sup>を「実施済み」の企業の割合は、97.1%(前年比3.7ポイント上昇)  
うち、中小企業(31人～300人規模の企業)は97.0%(前年比3.9ポイント上昇)。  
大企業(301人以上規模の企業)は100%(前年と同じ)。

## **2 希望者全員が65歳まで働ける企業等の状況**

- (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は51.7%（前年比6.1ポイント上昇）。  
うち、中小企業は53.1%（前年比6.4ポイント上昇）。  
大企業は20.9%（前年と同じ）。
- (2) 「70歳まで働ける企業」<sup>（注2）</sup>の割合は19.9%（前年比3.5ポイント上昇）。  
うち、中小企業は20.4%（前年比3.4ポイント上昇）。  
大企業は9.3%（前年比4.6ポイント上昇）。

## **3 定年到達者の継続雇用状況**

過去1年間に定年を迎えた人（2,105人、31人以上規模企業）のうち継続雇用を希望しなかった人は397人（18.8%）、継続雇用された人は1,683人（80.0%）、基準に該当せず離職した人は25人（1.2%）。

### <集計対象>

法第52条第1項に基づく高年齢者雇用状況報告を提出した31人以上規模の企業971社について、集計「うち中小企業（31人～300人規模）は928社、大企業（301人以上規模）は43社」。なお、当該報告は平成20年度まで51人以上規模の企業を集計対象としていたが、平成21年度から31人規模の企業とした。

（注1）定年の引上げ、及び継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて段階的に引上げられ、平成24年3月31日までは64歳、平成24年4月1日から65歳となる。

（注2）企業の実情に応じて何らかの仕組みで70歳以上まで働くことができる制度のある企業。

# 1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

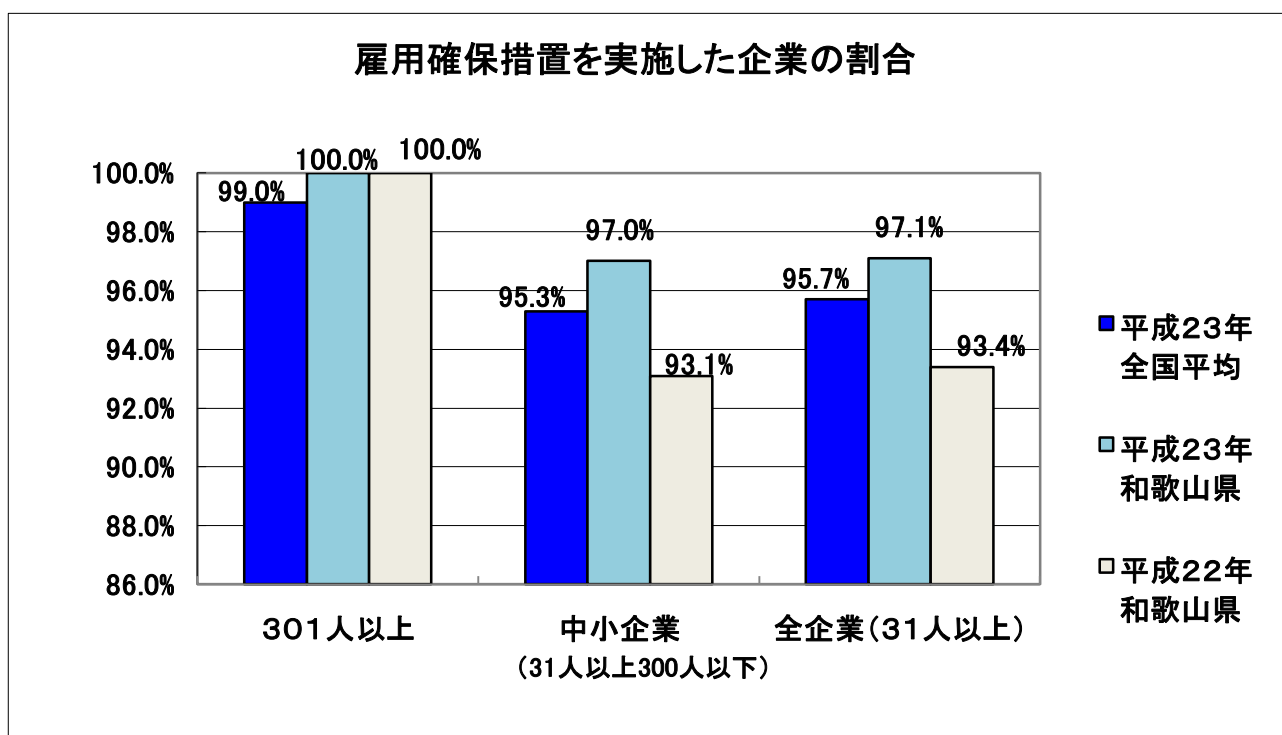
## (1) 全体の状況

31人以上規模企業971企業中、高年齢者雇用確保措置（以下「雇用確保措置」という）の実施済企業の割合は97.1%（943社）（前年比3.7ポイント上昇）となっている。一方、雇用確保措置を未実施である企業の割合は2.9%（28社）（前年比3.7ポイント減少）となっている。

このように、企業における雇用確保措置は着実に進展している状況です。

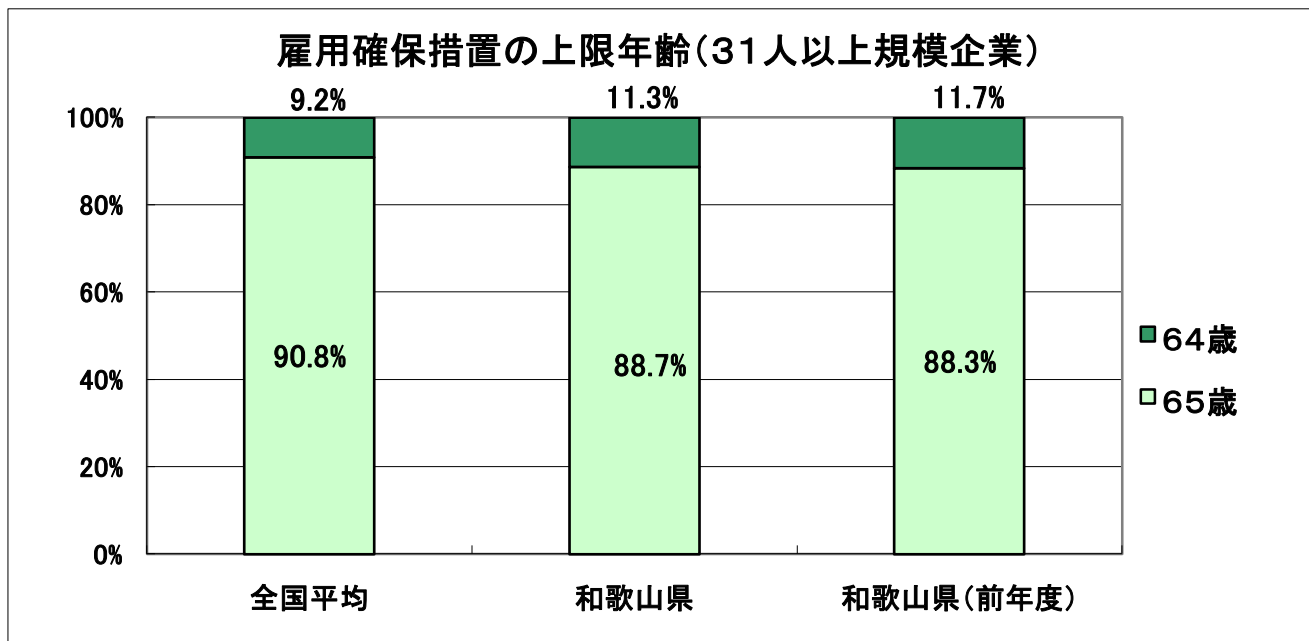
## (2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業では100%（43社）（前年と同じ）、中小企業では97.0%（900社）（前年比3.9ポイントの上昇）、31人以上規模の企業で97.1%（943社）となっており、全ての大企業が雇用確保措置を実施し、また、中小企業の実施状況も着実に進展している。



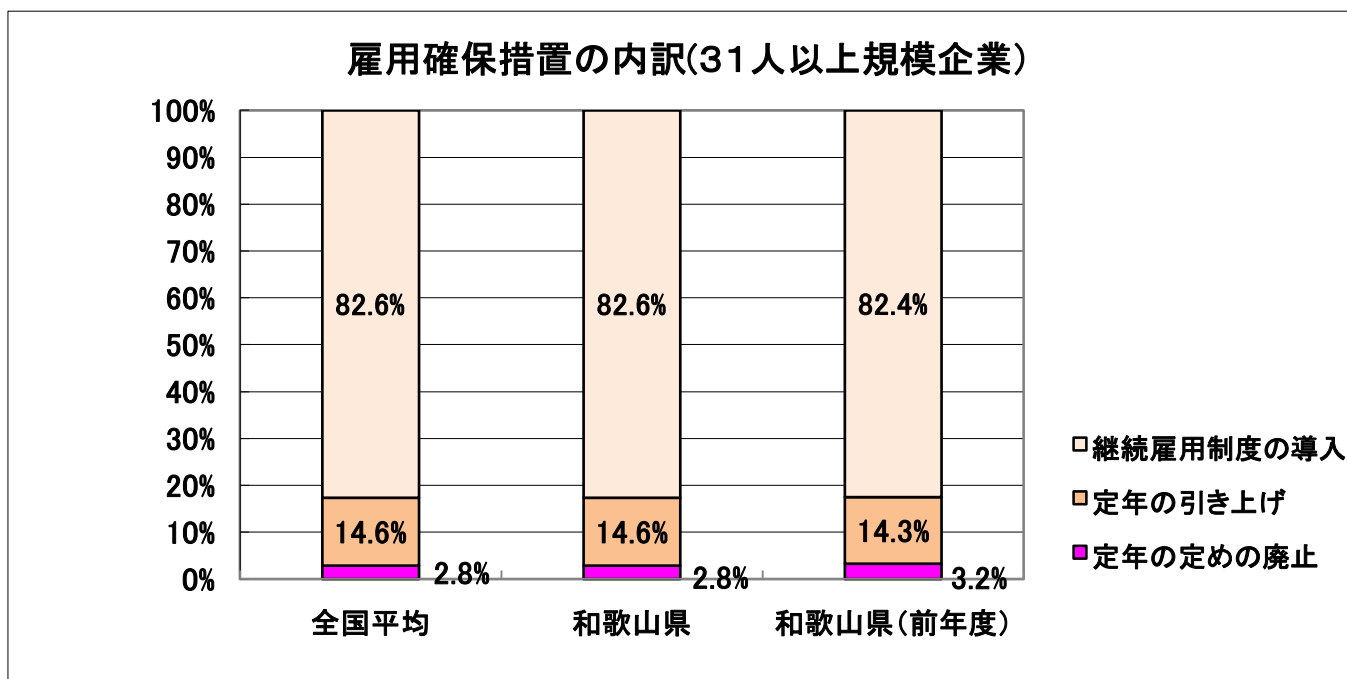
## (3) 雇用確保措置の上限年齢

雇用確保措置の上限年齢については、雇用確保措置の実施済企業（943社）のうち、現在の義務年齢である64歳を上限年齢とした企業は11.3%（107社）となる一方、法の義務化スケジュールより前倒しして65歳以上を上限年齢とした企業（定年の定めのない企業を含む。）は88.7%（836社）（前年比0.4ポイントの上昇）となっている。



#### (4) 雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業（943社）のうち、「定年の定め廃止」の措置を講じた企業は2.8%（26社）、「定年の引き上げ」の措置を講じた企業は14.6%（138社）、「継続雇用制度の導入」の措置を講じた企業は82.6%（779社）となっている。



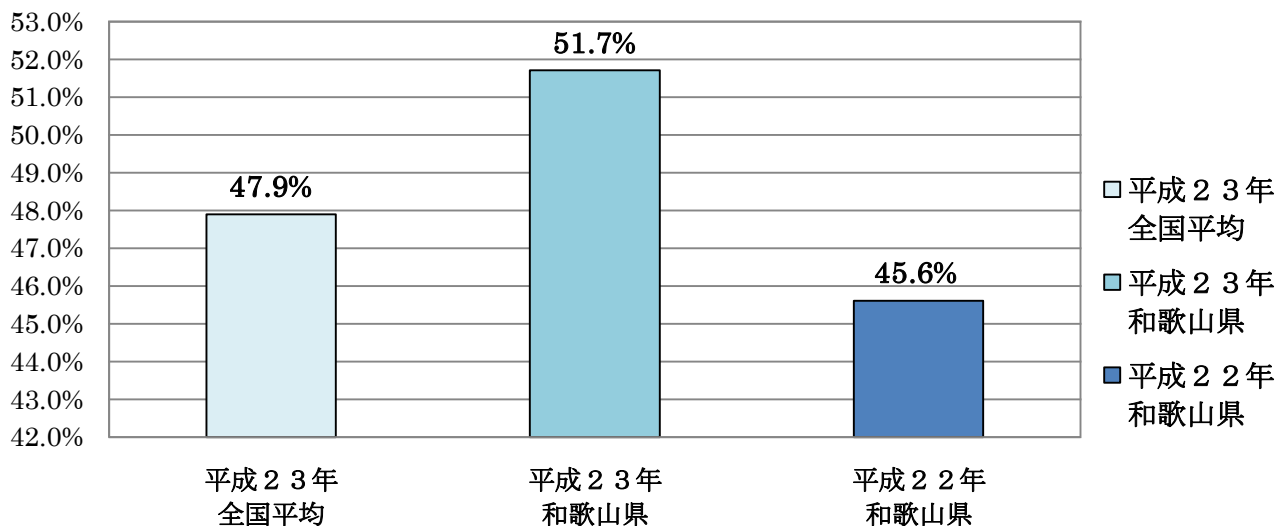
## 2 希望者全員が65歳まで働ける企業等について

### (1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は51.7%（502社）（前年比6.1ポイント上昇）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では53.1%（493社）（前年比6.4ポイント上昇）、大企業では20.9%（9社）（前年と同じ）となっている。

希望者全員65歳まで働ける企業の割合（31人以上規模企業）

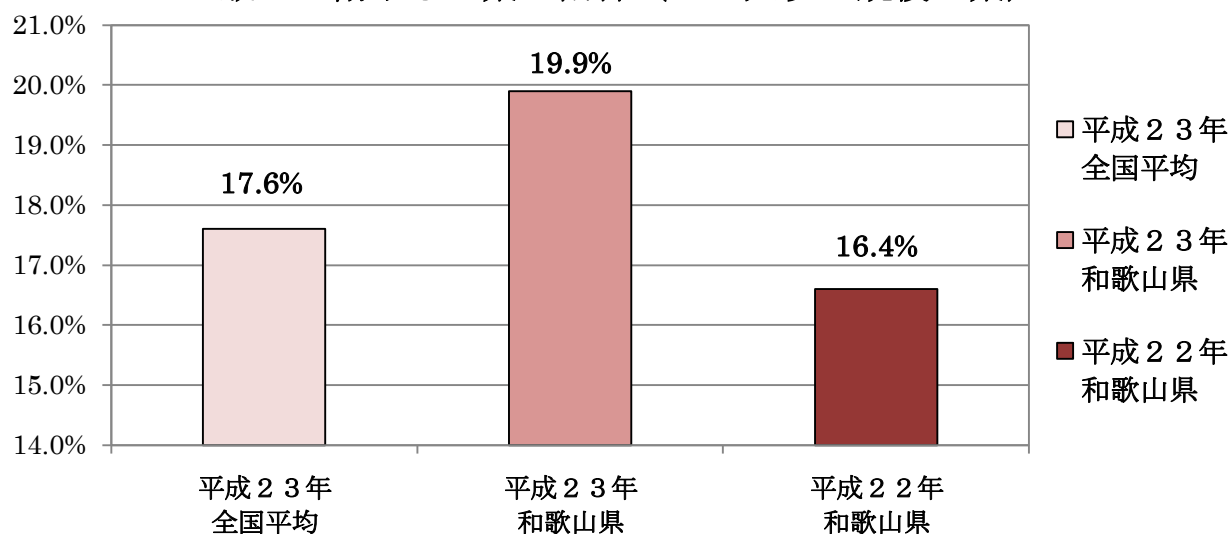


## (2) 「70歳まで働ける企業」の状況

「70歳まで働ける企業」の割合は19.9%（193社）（前年比3.5ポイント上昇）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業（31～300人規模企業）では20.4%（189社）（前年比3.4ポイント上昇）、大企業では9.3%（4社）（前年比4.6ポイント上昇）となっている。

70歳まで働ける企業の割合（31人以上規模企業）

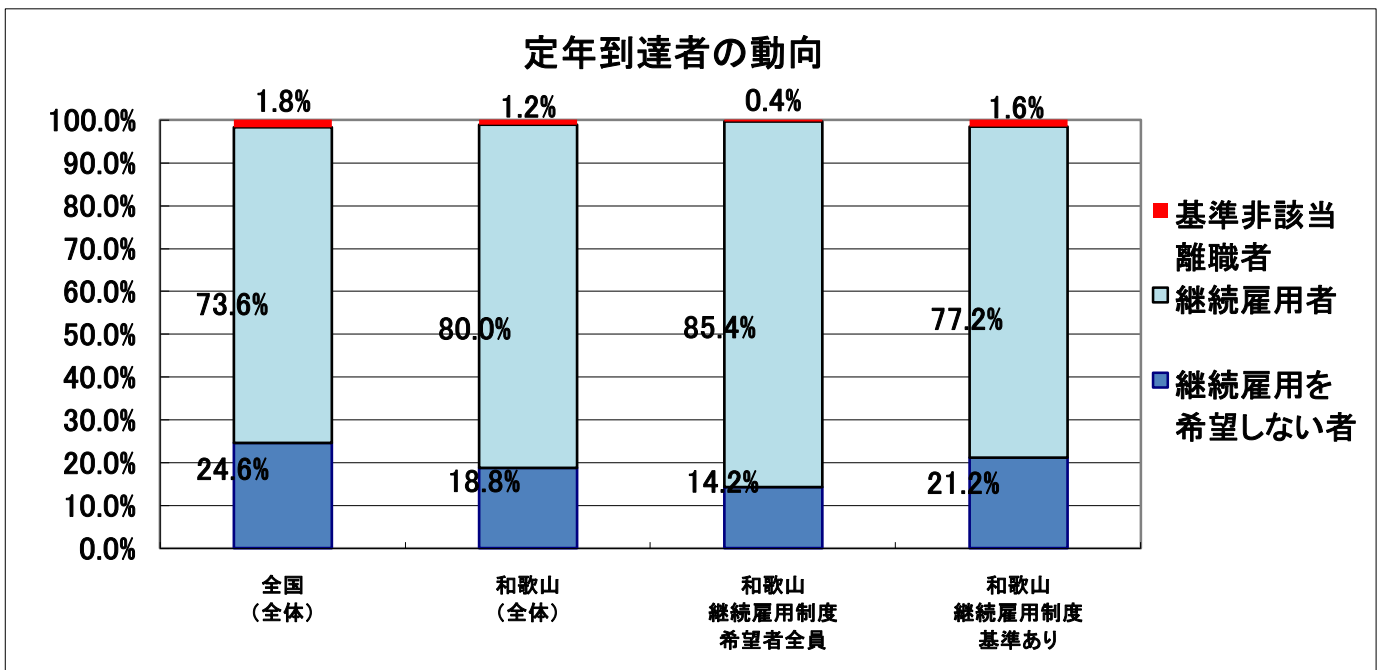


### 3 定年到達者の動向

過去1年間の定年到達者(2,105人)のうち、継続雇用を希望しなかった者の数(割合)は397人(18.8%)、定年後に継続雇用された者は1,683人(80.0%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は25人(1.2%)、継続雇用を希望した者について見ると、継続雇用された者の割合は98.5%、基準に該当しないことにより離職した者の割合は1.5%となっている。

また、継続雇用制度により雇用確保措置を講じている企業のうち、

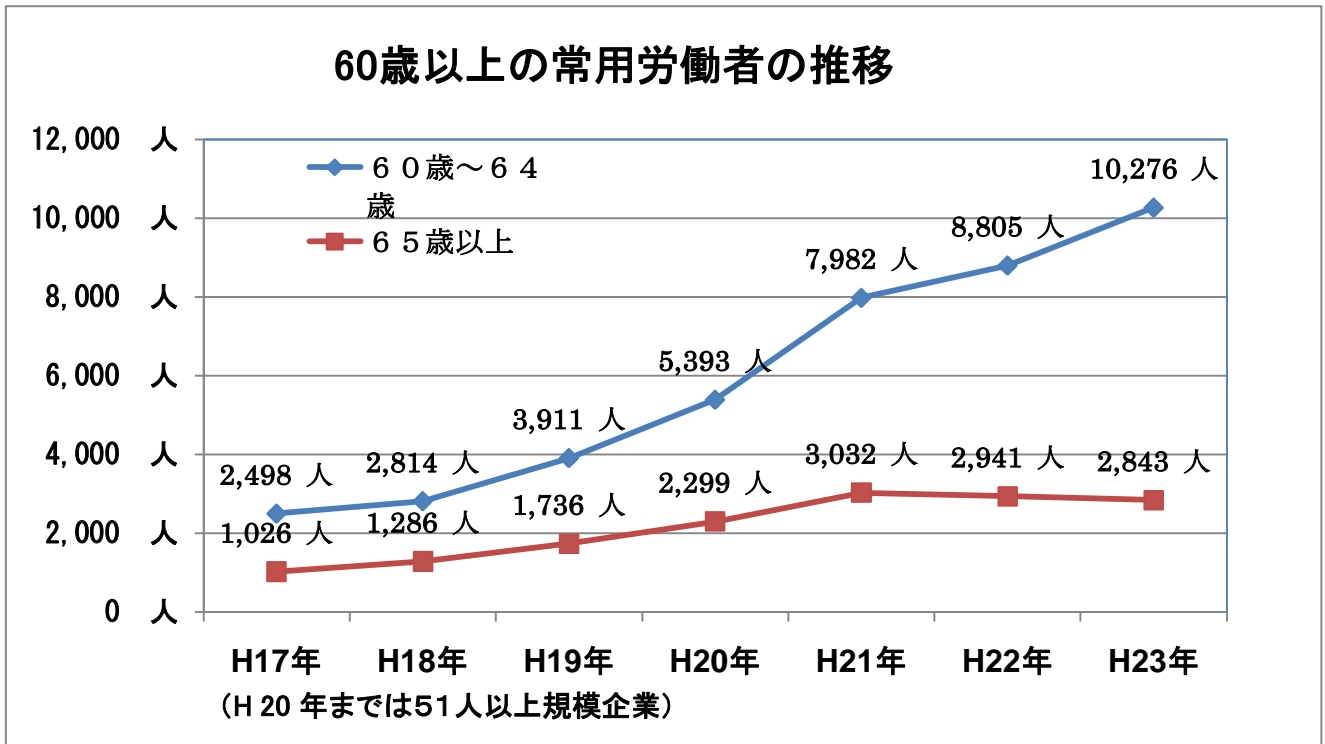
- ①希望者全員を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者663人のうち、継続雇用された者の数(割合)は566人(85.4%)、
- ②基準該当者を継続雇用している企業では、過去1年間の定年到達者1,311人のうち、継続雇用された者の数(割合)は1,012人(77.2%)、継続雇用を希望したが基準に該当しないことにより離職した者は21人(1.6%)、となっている。



### 4 60歳以上の常用労働者の推移

60歳~64歳の常用労働者は10,276人で昨年の8,805人より1,471人16.7ポイント上昇している。

65歳以上の常用労働者数は2,843人で昨年の2,941人からは3.3ポイント減少している。



## 5 今後の取組

### (1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

企業における雇用確保措置は着実に進展しているが、雇用確保措置の未実施企業については、労働局、ハローワークによる個別指導を強力に実施し、雇用の確保を図ります。

### (2) 希望者全員が65歳まで働ける企業の普及

平成25年度には、年金の支給開始年齢の定額部分が65歳に引き上げられ、報酬比例部分の引上げが始まることも踏まえ、60歳代前半の雇用確保を図るため、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入に取り組んでもらうよう、企業に積極的に働きかけを行っていきます。

### (3) 「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の減少、団塊世代の65歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向け、「定年引上げ等奨励金」の活用等により、65歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組めます。